コロナで浮かび上がったギグ・ワーカーの理

らえて研究をしてきました。 ギグ・エコノミーの問題としてと の問題を、広くギグ・ワーカー から外れてしまいます。筆者はこ 金制度などのセーフティーネット 休業補償がなく、さらには最低賃 なるので、 わらず、 とんど変わらない働き方にもかか う点で被用者(給与所得者)とほ 指示の下で労務の提供を行うとい ました。彼ら・彼女らは、 ネット問題がクローズアップされ で、フリーランスのセーフティー 今回の新型コロナウイルス問題 個人事業者ということに 雇用保険に加入できず

に増えてきました。 方として若者から評価され、 などを自ら選択できる新たな働き グサービスが発達して、働く時間 ノミーと呼んでいます。マッチン そこで成り立つ経済をギグ・エコ 提供する人々をギグ・ワーカー、 て不定期の契約で自らのスキルを そこから、インターネットを通じ することを意味するスラングです。 ズなどで一定期間を区切って演奏 ギグというのは、もともとジャ

> ましょう。 営」という別のカテゴリーといえ 供で所得を得るので 業者と異なり、主として労務の提 取って事業を行う「伝統的自営」 ワーカー、 いった、資本を活用しリスクを トランやクリーニングの経営者と たちです。彼ら・彼女らは、 約で荷物の配送サービスを行う人 ツやアマゾンの配達人など委託契 ム経由で仕事を請負うクラウド 代表例としては、プラットフォー さらにはウーバーイー 「雇用的自

制は、個人事業者と被用者のとこ ろで区別して縦割りに適用するの で、冒頭のような問題が生じてき しかし現行の社会保障制度や税

用契約に基づく被用者と、自らリ とする動きが広がっています。ま 訴訟が起こされ、運転手を被用者 米国や英国でもウーバーの運転手 立労働者(independent worker) スクをとる自営業者とは別の、 は個人事業者か被用者かを巡って た米国では、ギグ・ワーカーを、雇 この問題は、世界的な問題です。

> マ きだという議論が行われてい 負担や源泉徴収の義務を課すべ と位置付けて、プラットフォー (企業) に一定の社会保険 ま

じることです。 問題は、給与所得控除が、個人事 収制度はなく、予定納税制度の下 控除 (経費の概算控除) 年末調整 ており、負担の公平性に問題が生 おおむね手厚い (高い) 水準になっ 業者に適用される実額の経費より 所得は、経費の概算控除や源泉徴 セットになっています。一方事業 国では、給与所得は、 で自ら申告をする義務を負います。 税制上の問題もあります。わが (申告不要)、給与所得 源泉徴収、 が三点

制改正大綱では、この改革を今後 られることとなりました。与党税 結果、個人事業者には、基礎控除 年から給与所得控除を10万円縮小 も継続する旨の記述があり、今後 の拡大という恩恵(減税)が与え る税制改正が行われました。この してその分を基礎控除に付け替え これを解消するため、2020

ちんとした定義と、セーフティー はどうでしょうか。 つつ、双方の負担の公平を図って の適用を行い、申告の手間を省き ネットの負担は誰が責任を持つの そのためにはギグ・ワーカーのき 経費の概算控除(給与所得控除) ワーカーには、被用者と同水準の かという議論を行う必要がありま トを提供すべきだと考えています。 せた上で同様のセーフティーネッ 能な限り被用者と同じ負担を行わ も続いていくものと思われます。 筆者は、ギグ・ワーカーには可 例えば税の分野では、ギグ・

でしょうか ぎであぶり出された課題ではない るためには、セーフティーネット 新たな働き方として社会に定着す ますが、米国ではイキイキ仕事を が国では低所得のイメージがあり これが今回新型コロナウイルス騒 の問題を真剣に考える必要がある。 する肯定的なイメージです。今後 由時間を優先する若者世代の新た な働き方と評価されています。わ ギグ・ワーカーは、 所得より自